

青森県肝がん・重度肝硬変医療費助成のご案内(詳細版)

「肝がん」や「重度肝硬変」の方が、高額療養費該当月にかかる対象医療について、助成を受けられる制度です。事前に本制度への「参加者証」の申請が必要です。

「参加者証」の有効期間内で、高額療養費を超える2月目以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成します。

通院の場合や保険薬局などの支払い場合は、窓口で一部負担金(3割等の金額)を支払い、県に必要書類をそろえて助成額の償還請求を行うことで、「医療費償還払い請求書」に記載した口座に後から振り込まれます。

すべてにチェックが入る方が助成対象です。

- B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断された方。
- 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）を受けている方。※「肝動注化学療法」を含む。
- 世帯年収が約370万円以下である方
- 医療保険各法（後期高齢者含む）の被保険者、被扶養者

いくつかの条件が必要です。(すべてにチェックが必要です)

助成対象等

- 厚生労働省の研究班へ治験データが提供されることに同意すること。
いただいたデータは、肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究に活用されます。
- 「参加者証」が発行されている方であること。
「参加者証」の申請方法は別のリーフレットをご覧ください。
- 原則として「参加者証」の有効期間の開始日は申請を受理した月の初日となります。
- 高額療養費が支給される月が過去24ヶ月（支給月を含めた24ヶ月）で2月以上であること。※「参加者証」の有効期間内で2月目以降を支給します。
- 助成が行われる2月目以降は指定医療機関で治療を受けていること。
- 対象医療であること（対象外医療、入院時食事療養費や保険外診療は除きます）
対象医療は裏面に記載しています。
- 医療費の助成を受けるためには、医療機関・保険薬局で「医療記録票」を作成していただき、その他の必要書類を添えて、青森県への請求が必要です。

※**指定医療機関**とは 要綱の規定により県が指定する医療機関のことです。県のホームページにてご確認ください。なお、保険薬局に指定はありません。（どの保険薬局でも対象となります）

< 医療費助成のイメージ図 >

※ カウントの方法
肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金（1割～3割）が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

この間に、青森県へ参加者証の交付申請を行ってください。

医療費の助成！

1回目のカウント※

入院又は通院
1月目

連続した2か月である
必要はありません。



2回目のカウント
1回目のカウント

入院又は通院
2月目

助成対象月を含む過去24か月以内に2月（2回）以上

「医療記録票」の交付を
受けてください。

診断書（臨床調査個人票）の作成を医療機関（病院）に依頼してください。受診の際は医療機関の窓口に参加者証を提示してください。

● 対象となる医療

- 肝がん、重度肝硬変（非代償性肝硬変と同じ）の入院医療、又は肝がんの分子標的薬を用いた化学療法（肝動注化学療法を含む）の通院医療

● 助成を受けた後の医療機関窓口での支払方法

| | |
|-------|--|
| 入院の場合 | 窓口の自己負担額が1万円となります。 ※参加者証を窓口に提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を青森県に対して行ってください。 |
| 通院の場合 | 償還払いで自己負担額が1万円となります。 窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を青森県に対して行うことで、医療費償還払い請求書に記載した口座に振り込まれます。 |

● 償還請求時に提出する書類

- 医療費償還払い請求書（様式第7）
- 請求者（参加者）が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等
- 請求者（参加者）の参加者証の写し（参加者証の発行手続きは、他の案内をご覧ください）
- 医療記録票の写し（様式6-1）
- 償還請求の対象月において受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領収書及び診療明細書（写しでも可）
- 振込先の口座番号等が確認できる資料（キャッシュカードの写し等）

資料請求の方法

①「青森県庁ホームページ」（様式やリーフレットもダウンロードできます。）

「青森県 肝がん・重度肝硬変医療費」で検索

→「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のご案内」

②県庁、県の保健所でのご案内、リーフレットや様式のお渡し

③ご希望の方には郵送しますので、県庁がん・生活習慣病対策課までお問い合わせください。

| 提出先 | 所在地(最寄りの県の保健所で手続きください) | 電話番号 |
|-------------------------|--|--------------|
| 県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課 | 〒030-8570 青森市長島1-1-1 | 017-734-9216 |
| 東津軽保健所 | 〒030-0113 青森市第二問屋町4-11-6 | 017-739-5421 |
| 中南保健所 | 〒036-8356 弘前市大字下白銀町14-2 青森県弘前健康福祉庁舎2階 | 0172-33-8521 |
| 三戸保健所 | 〒039-1101 八戸市大字尻内町鴨田7 | 0178-27-5111 |
| 西北保健所 | 〒037-0056 五所川原市末広町14 | 0173-34-2108 |
| 上北保健所 | 〒034-0082 十和田市西二番町10-15 | 0176-23-4261 |
| 下北保健所 | 〒035-0073 むつ市中央1-3-33 | 0175-31-1388 |